

窓口手続でのマイナンバー利用が始まりました

平成28年1月から、西原町役場でのいくつかの手続の際に、「通知カード」に記載されている個人番号(マイナンバー)が必要になります。手続の際には、通知カードなどによるマイナンバー確認と身分証明書が必要になります。

(西原町での主なマイナンバー利用業務について) ※下記は主な例です。今後マイナンバー利用業務は追加される予定です。

社会保障分野	児童手当、児童扶養手当、障害者福祉、障害児福祉手続、保育所の手続、国民年金手続、予防接種、国民健康保険関係、後期高齢者医療関係、介護保険関係
税分野	住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等関係、後期高齢者医療保険料・介護保険料関係

個人番号カードに関するQ&A

- Q.** 個人番号カードは申請したほうがいいですか、申請する必要がありますか。
A. 個人番号カードの作成は任意です。
- Q.** 個人番号カードのメリットは何ですか。
A. マイナンバーの提示と本人確認が同時に済む唯一のカードで、免許証のように本人確認の際の身分証明書として利用できます。個人番号カードの公的個人認証機能を利用して、各種行政手続のオンライン申請等が行えます。例)e-Taxなど
- Q.** 個人番号カードの交付申請はどのように行えばよいでしょうか。
A. 通知カードと同封して届いた個人番号カード交付申請書で郵送による申請、またはスマートフォンによるWEB申請を行ってください。 ※西原町役場の窓口での申請受付は行っておりません
- Q.** 個人番号カードの交付申請に手数料はかかりますか。
A. 当面は無料です。ただし、再発行の際には原則として手数料が必要となります。
 ※西原町での個人番号カードの交付は、平成28年2月からの予定です。申請から交付までは、1ヶ月程度かかる可能性があります。



個人番号カードには、氏名・住所・生年月日・性別が記載され、顔写真が表示され、身分証明書として利用できます。裏面にはマイナンバーが記載されます。

住民基本台帳カードをご利用の方へ

住民基本台帳カードの発行・更新は平成27年12月末にて終了しました。なお、有効期限まで住民基本台帳カードは利用することができます。公的個人認証が必要な方は個人番号カードをご利用ください。住民基本台帳カードの公的個人認証を利用されている方で継続して利用される方は、次回の更新時に個人番号カードに切り替える、または個人番号カードの交付申請を行ってください。(申請等については、Q&Aをご覧ください)

通知カードの受け取りがまだの方へ

長期間不在などの理由で通知カードを受け取れなかった方は、**西原町役場にて一時的に保管(原則として3か月)**していますので、お早めにお受け取りください。なお、町民課の窓口での受け取りの場合は、本人確認が必要です。必ず「身分証明書」をお持ちください。

(代理人が受け取りに来る場合の必要書類)
 [1] 本人の身分証明書 [2] 代理人の代理権を証明する書類(委任状等) [3] 代理人の身分証明書
 ※詳しくは電話などでお問い合わせください。

! 西原町役場保管の3か月を過ぎてしまうと、通知カードは破棄されます。その後、再発行を行う場合は発行手数料が発生します。ご注意ください。

お問い合わせ 総務部町民課 住民係 ☎945-5012

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、訪問など、マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続をかたった詐欺について、十分にご注意ください。

大型MICE施設建設に伴う西原町のこれからのまちづくりについて

去る平成27年5月22日、沖縄県知事発表によりマリントウン地区への建設が決定された大型MICE施設。では、「大型MICE施設」とは実際のところ何なのでしょう。今回は、MICEの定義を復習し、大型MICE施設建設にあわせて準備しておくべきことを紹介したいと思います。

まずは復習! 「MICE」とは以下のイベントの総称で、これらを実施する施設が「MICE施設」です

M eeting (ミーティング)	国際企業の世界大会、グループ企業の役員会議、年次総会・会議・研修など
I ncentive travel (インセンティブトラベル)	企業等が実施する報奨旅行や研修旅行など
C onvention (コンベンション)	政府や自治体、各種国際団体などが開催する総会・国際会議など
E xhibition / E vent (エキシビジョン/イベント)	国際的な文化・スポーツイベントや展示会、見本市など

MICE施設は沖縄県が建設します。西原町では施設周辺の土地利用について、地権者、地域住民、企業などの趣意確認などを行いながら、魅力的で経済性のある東海岸地域の形成と、個性的で賑わいのあるまちづくりの推進を目指した計画策定に取り組んでいきます。

これからの取り組み MICE施設周辺の土地利用の見直しについて

大型MICE施設が建設されることで、参加者1,000名以上のイベントが年間約150件開催され、約77万人の集客が見込まれています(県公表)。くわえて、MICE来場者の滞在期間も長期化する傾向があることから、施設周辺の交通インフラや宿泊・商業・観光などの受け入れ環境の早期整備が課題となっています。また、MICEに期待される経済効果・雇用創出効果についても地元地域に還元できるよう、宿泊・商業・観光メニューなどの充実を住民・企業も含めて町全体で取り組んでいかなければならない重要課題です。マリントウン都市計画プロジェクトチームでは、既存の生活環境への影響も考慮しながら、施設周辺地域に求められる環境整備の可能性を検討するための作業(土地利用見直し範囲の調査、地権者への意思確認や基本構想の決定等)を進めていきます。



▲大型MICE施設建設予定地と土地利用見直し調査対象区域(検討段階)

お問い合わせ 建設部都市整備課 都市計画係 ☎945-4496

不動産のことなら創業35年の南新物産におまかせください!



おかげさまで「売買仲介実績 1,200件突破!!」
 不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(9)第0928号
 あなたのホームプランナー



南新物産



南風原本店
〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7
☎(098) 889-4007(代)
FAX 889-4033
✉ hae@nanchan.co.jp

<http://www.nanchan.co.jp> 南新物産 検索 🔍